様式第３号（第８条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和７年５月１６日

福島県企業局いわき事業所長　安藤　淳也

工 事 番 号	第２５－６０１１０－００２２号
工　事　名	隧道点検調査業務委託

質　　問　　事　　項

1　①企業の技術力に対する評価項目「同種・類似業務の実績」について
　評価基準のうち、「トンネル調査業務」を同種業務とした場合、地質調査業務、設計業務、調査・計画業務といった分類のいずれにおいて実施したトンネル調査業務を「同種業務の実績」の対象としているお考えでしょうか。ご教示願います。

2　①企業の技術力に対する評価項目「業務成績」について
　評価基準のうち「トンネル調査業務」を同種業務とする場合、過去 10 年以内に実施された「トンネル補修調査設計」や「トンネル詳細設計」の業務における業務評定点も、同種業務の実績として評価の対象に含まれるお考えでしょうか。ご教示願います。

3　①企業の技術力に対する評価項目「過去福島県発注の同種・類似業務において優良委託業務表彰の実績がある場合」について
　評価基準のうち、「トンネル調査業務」を同種業務とした場合、過去 10 年以内に福島県が発注した「トンネル補修調査設計」や「トンネル詳細設計」の優良委託業務表彰も同種業務の実績として評価の対象に含まれるお考えでしょうか。ご教示願います。

4　評価基準の企業の実績（同種又は類似業務の実績）について
　過去 10 年以内の「トンネル調査」業務と記載されておりますが、補修設計を含む「トンネル点検」業務は同種とみなされると解釈して宜しかったでしょうか。

5　本業務の同種業務について
　「トンネル調査業務」と指定されておりますが、こちらには「トンネル点検業務」も含まれると考えてよろしいのでしょうか。

6　施工内訳表の単位数量当り単価について
　令和 7 年 1 月 22 日に技術管理課より公表されました「設計業務等標準積算基準の改訂について」に準じ、単位数量当りの単価は有効数字 4 桁で計上しているお考えでしょうか。ご教示願います。

7　隧道内の調査月日について
　令和 7 年 7 月 23 日（水）に自然災害が発生し、作業が中止または中断となった場合の記載を確認できませんでした。つきましては、自然災害の影響により作業の実施が困難となる可能性がある場合、調査日の調整は可能でしょうか。ご教示願います。

8　単価表合計金額の端数処理について
　確認のためお伺いいたします。解析業務の各単価表の端数処理は「端数処理なし」「有効４桁」のどちらで計上されておりますでしょうか。ご教示くださいますよう宜しくお願いします。

9　その他地質調査で積算されている隧道点検調査業務費の旅費交通費は、地質調査業務の旅費交通費（通勤）の率で計上されているという理解でよろしかったでしょうか。

10　解析等調査業務で積算されている解析等調査業務の旅費交通費は、設計業務の旅費交通費（通勤）の率で計上されているという理解でよろしかったでしょうか。

11　同種業務において「トンネル調査」と記載されておりますが、補修設計を含むトンネル点検及びトンネル定期点検は同種としてみなさるのでしょうか。

12　令和 7 年 1 月 20 日付改正された端数処理について、その他地質調査及び解析等調査業務に適用されていると解釈して宜しいでしょうか。

13　その他地質調査における旅費交通費は地質調査業務（直接調査費×2.14%）で宜しかったでしょうか。

14　解析等調査業務における旅費交通費は地質調査業務（直接調査費×2.14%）で宜しかったでしょうか。

15　解析等調査業務における電子成果品作成費はその他設計業務で宜しかったでしょうか。又は地質調査業務における電子成果品作成費を適用されているのでしょうか。

16　特記仕様書第 6 条記載の貸与品における、貸与品について、閲覧または開示していただけないでしょうか。

17　施工内訳表（施工第 0-0001 号表～0-0055 号表）の単位当たりの単価につきまして、有効数字４桁（５桁目以降切捨て）の端数処理を行っているでしょうか。

回　　答　　事　　項
1　分類のいずれの実績も対象とします。
2　評価対象に含みます。
3　評価対象に含みます。
4　評価対象に含みます。
5　評価対象に含みます。
6　貴社のご理解のとおりです。
7　自然災害の影響により作業の実施が困難となる可能性がある場合には、特記仕様書第８条に基づき、受発注者協議により決定します。
8　有効数字４桁（５桁目以降切捨て）です。
9　福島県の設計業務等標準積算基準（R7.1.20 版）「設計業務等標準積算基準（参考資料）　第１編　第２章　第１節 積算基準　１－２－２ 旅費交通費の率を用いた積算（1)旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない業務の場合)」の「地質調査業務」の算定式によって算出した費用を計上しています。
10　福島県の設計業務等標準積算基準（R7.1.20 版）「設計業務等標準積算基準（参考資料）　第１編　第２章　第１節 積算基準　１－２－２ 旅費交通費の率を用いた積算（1)旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない業務の場合)」の「地質調査業務」の算定式によって算出した費用を計上しています。
11　評価対象に含みます。
12　貴社のご理解のとおりです。
13　貴社のご理解のとおりです。
14　貴社のご理解のとおりです。
15　「その他の設計業務」です。
16　特記仕様書第５条記載の貸与品は、委託契約後に受注者に貸与します。
17　有効数字４桁（５桁目以降切捨て）の端数処理を行っています。